

DB年金の2026年3月決算
積立状況等

対象	DB	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

ポイント

- 2026年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金388件（基金型157件、規約型231件）について、積立水準等の集計を行いましたのでご案内します。
（全てのDB年金を対象とした集計ではないことにご留意ください）
- 継続基準の積立水準※¹の平均⇒1.54
全てのDB年金が継続基準による掛金の見直しは不要でした。
- 非継続基準の積立水準※²の平均⇒1.64
96%のDB年金が非継続基準による追加掛金の計算は不要でした。
- 積立超過：2%のDB年金が積立超過に該当し、掛金控除・停止が必要になりました。

※1 純資産額／財政均衡下限額

※2 純資産額／最低積立基準額

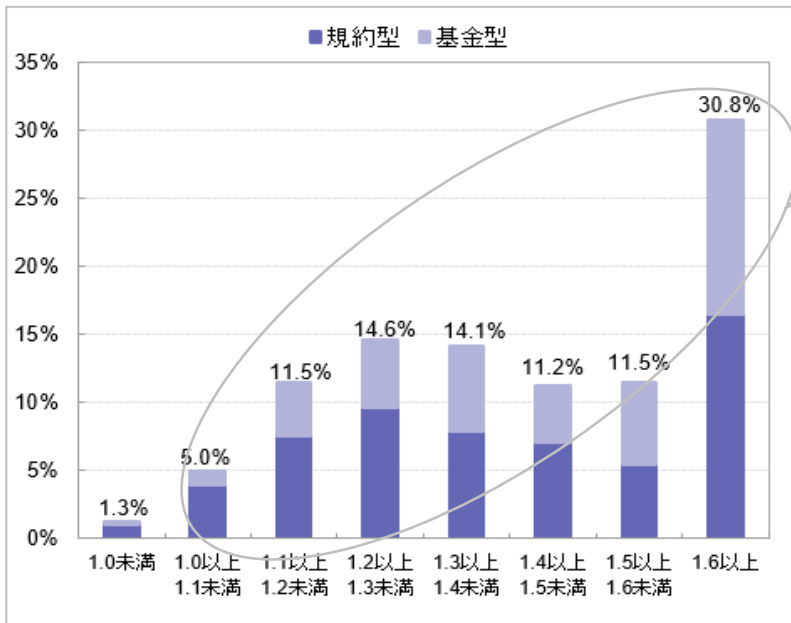
1. 継続基準(1)	 2
積立比率(＝純資産額／財政均衡下限額)	
(数理上資産額＋許容繰越不足金)／財政均衡下限額	
継続基準(2)	 4
潜在的な積立比率(＝純資産額／数理債務)	
特別掛金の残余償却期間	
継続基準(3)	 5
予定利率	
2. 非継続基準	 6
積立比率(＝純資産額／最低積立基準額)	
追加掛金計算の要否	
3. 積立超過	 7
4. 運用実績	 8
5. 成熟度	 9
受給者数／加入者数	
給付額／掛金額	

1. 継続基準(1)

- ✓ 継続基準の財政検証とは、純資産額が計画どおりに積み立てられているかを検証するものです。
- ✓ DB法令上は責任準備金に対する積立比率を検証しますが、「責任準備金 $\geq$ 財政均衡下限額」となるため、「純資産額 $\div$ 責任準備金」 $\geq$ 「純資産額 $\div$ 財政均衡下限額」 ≥ 1.0 であれば、継続基準を充足します。
- ✓ 「(数理上資産額+許容繰越不足金) $\div$ 財政均衡下限額」 ≥ 1.0 であれば、継続基準による掛金の見直しは不要です。

積立比率(=純資産額 $\div$ 財政均衡下限額)

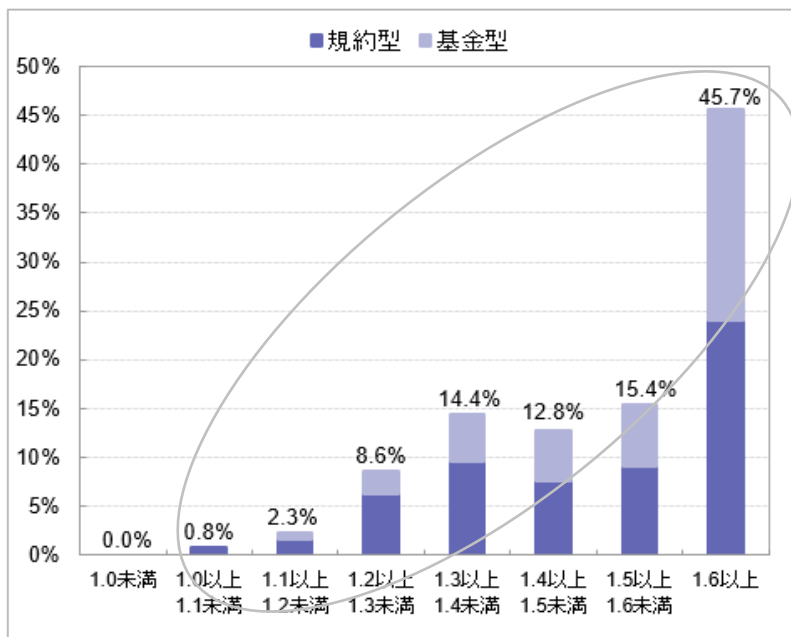
全体平均	基金型	規約型
1.54	1.51	1.55



99%のDB年金が継続基準を充足

(数理上資産額+許容繰越不足金) $\div$ 財政均衡下限額

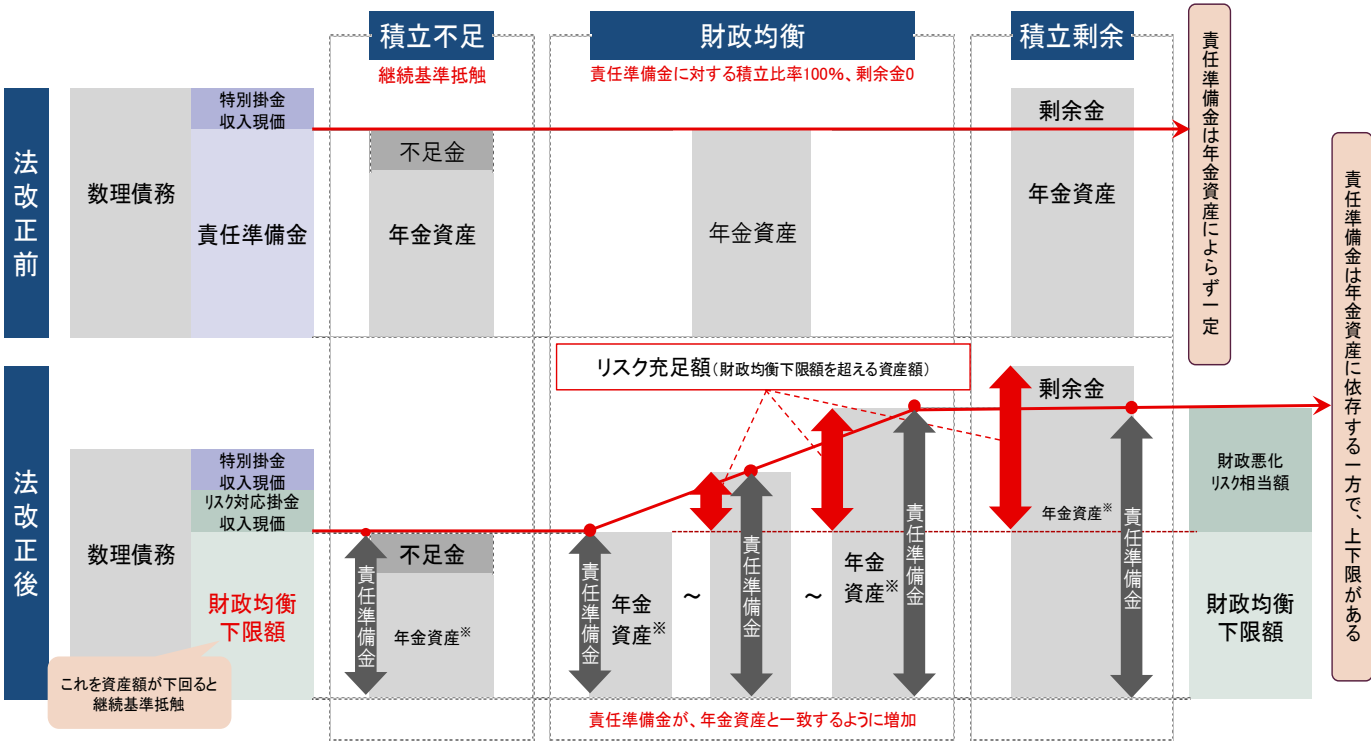
全体平均	基金型	規約型
1.69	1.66	1.71



全てのDB年金で掛金見直し不要

＜補足＞「財政均衡下限額」について

- 2017年1月施行の法改正により、責任準備金の定義が変更されました。
- 「財政均衡」の範囲内であれば、責任準備金は年金資産に連動します。
- このため、年金資産を責任準備金対比で評価すると、財政均衡の場合に、継続基準抵触ラインに対する財政上の余力が分かりづらくなります。
- よって、本ニュースでは、実質的な積立状況を確認できるよう、『財政均衡下限額』を積立比率の算定基準に使用しています。当積立比率が1.0以上の場合は、責任準備金を用いる法令上の積立比率も1.0以上です。



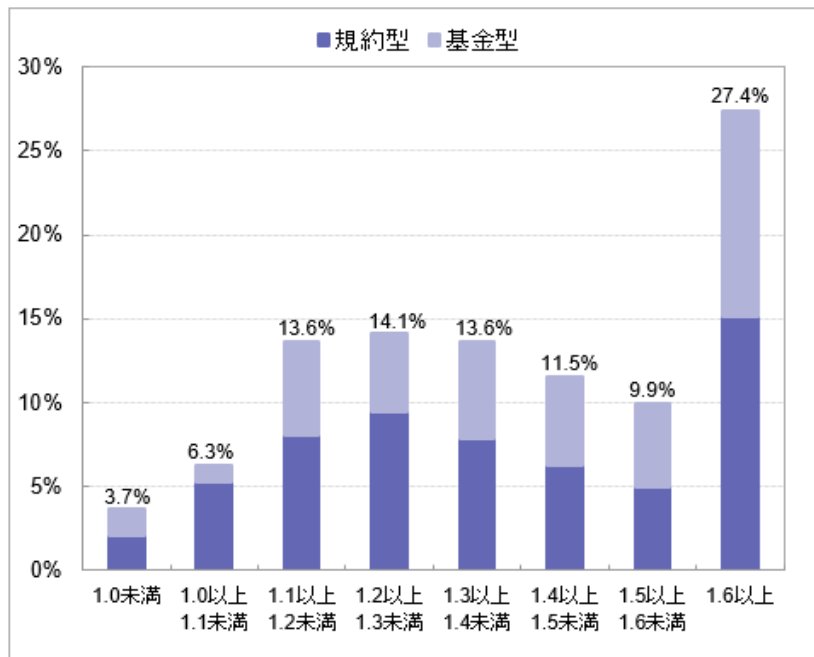
※ 正確には、「年金資産－別途積立金(当年度基本金処理前)－承継事業所償却積立金」。

1. 継続基準(2)

- ✓ 継続基準(1)の財政均衡下限額に対する積立比率は、未償却過去勤務債務の償却が予定どおりに進むと仮定した場合のものです。
- ✓ 未償却過去勤務債務があると、加入者や基準給与の減少等による将来の収入不足の影響を受けることがあります。
- ✓ そのため、数理債務に対する積立比率を捉えておくことも重要です。

潜在的な積立比率(＝純資産額／数理債務)

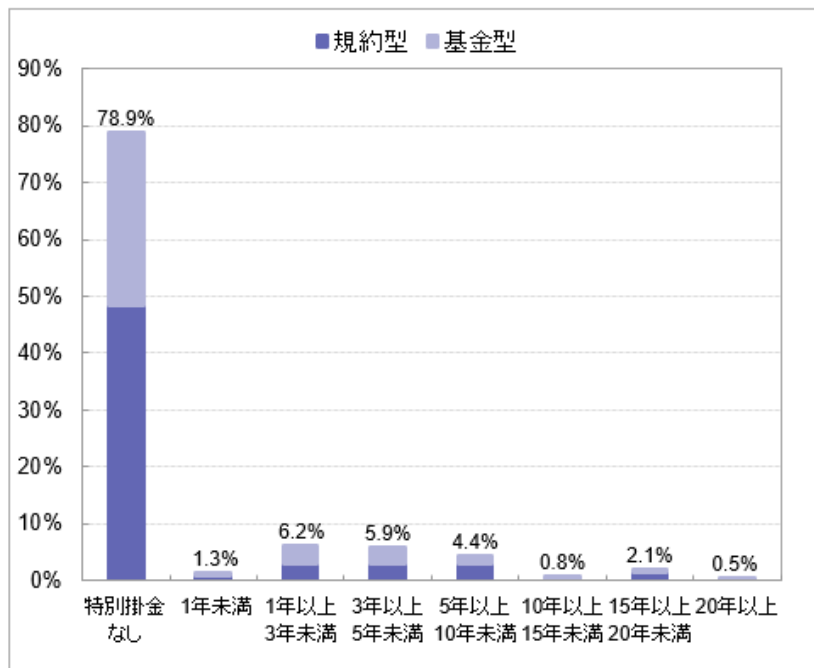
全体平均	基金型	規約型
1.49	1.46	1.51



特別掛金の残余償却期間※

全体平均	基金型	規約型
1年	1年	1年

※ 同一制度で特別掛金が複数ある場合は最長年数



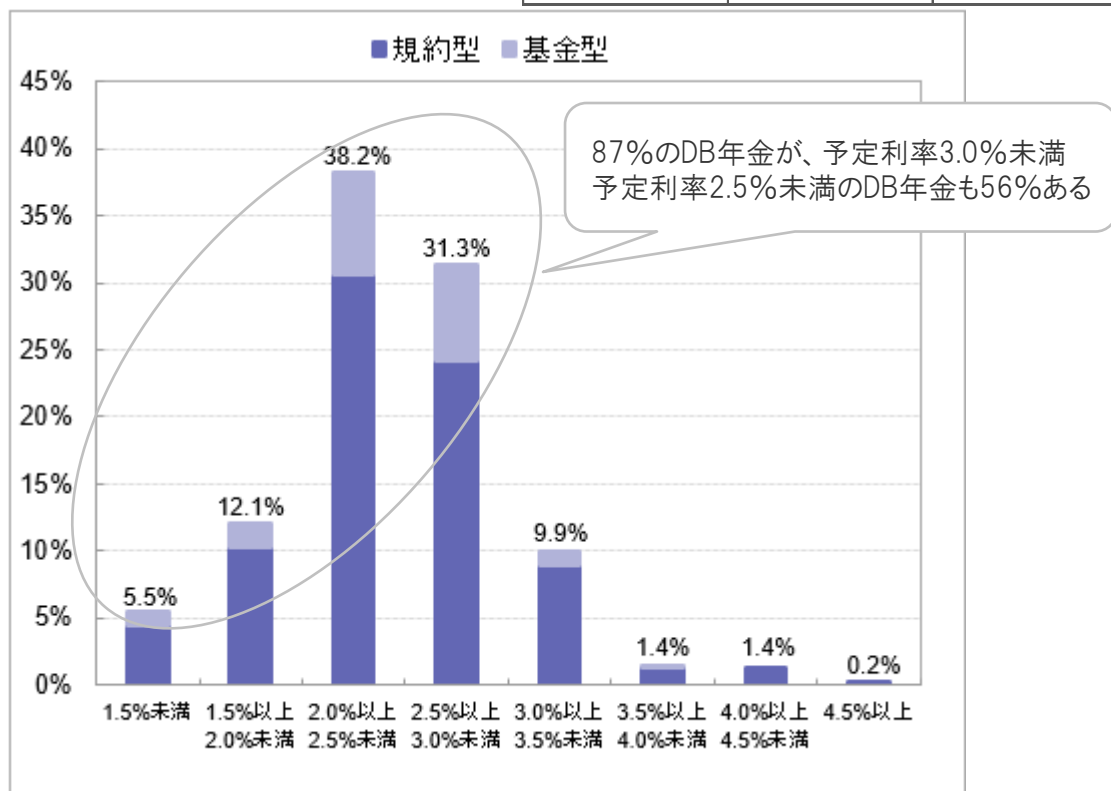
1. 継続基準(3)

- ✓ 予定利率が低い程、安定的な運用が可能となります。
- ✓ わずかながら予定利率の平均は低下しました。

予定利率※(過去1年間の決算先を集計)

※ 同一制度で予定利率が複数ある場合は最も低い率

全体平均	基金型	規約型
2.20%	2.14%	2.22%



《参考》2025年3月末決算の予定利率平均値

全体平均	基金型	規約型
2.21%	2.10%	2.24%

2. 非継続基準

- ✓ 非継続基準の財政検証とは、決算日時点で制度を終了すると仮定した場合に、過去の加入者期間に見合った給付に必要な純資産額が積み立てられているかを検証するものです。
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 ≥ 1.0 」であれば、非継続基準を充足します。
- ✓ 「純資産額/最低積立基準額 ≥ 0.9 」で、過去3年のうち2回以上非継続基準を充足していれば追加掛金計算は不要です。

積立比率(=純資産額/最低積立基準額)

全体平均

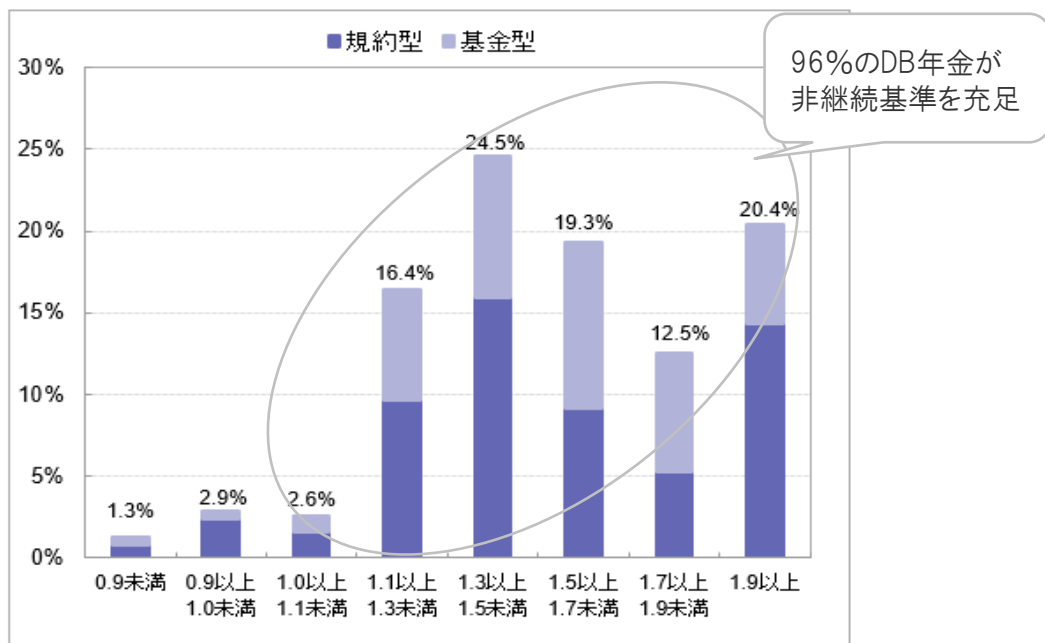
1.64

基金型

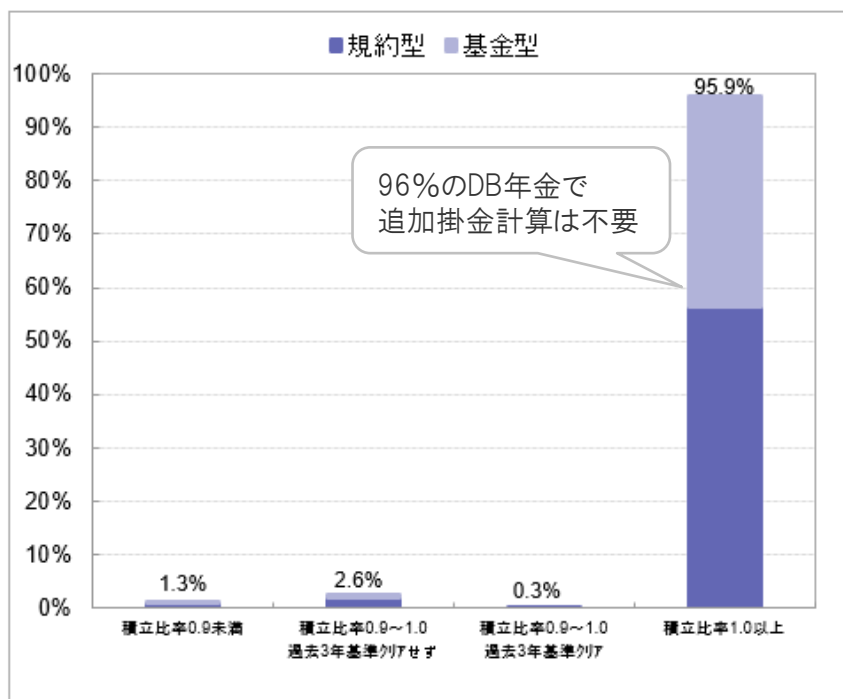
1.57

規約型

1.69



追加掛金計算の要否



3. 積立超過

- ✓ 1次判定:「数理上資産額／((数理債務と最低積立基準額のうち大きい額)×1.5)>1.0」のとき、2次判定が必要となります。
- ✓ 2次判定:「数理上資産額／((積立上限額用数理債務と最低積立基準額のうち大きい額)×1.5)>1.0」のとき、積立超過に該当し、掛金控除・停止が必要となります。

1次判定
(=数理上資産額／(Max(数理債務、最低積立基準額)×1.5))

全体平均

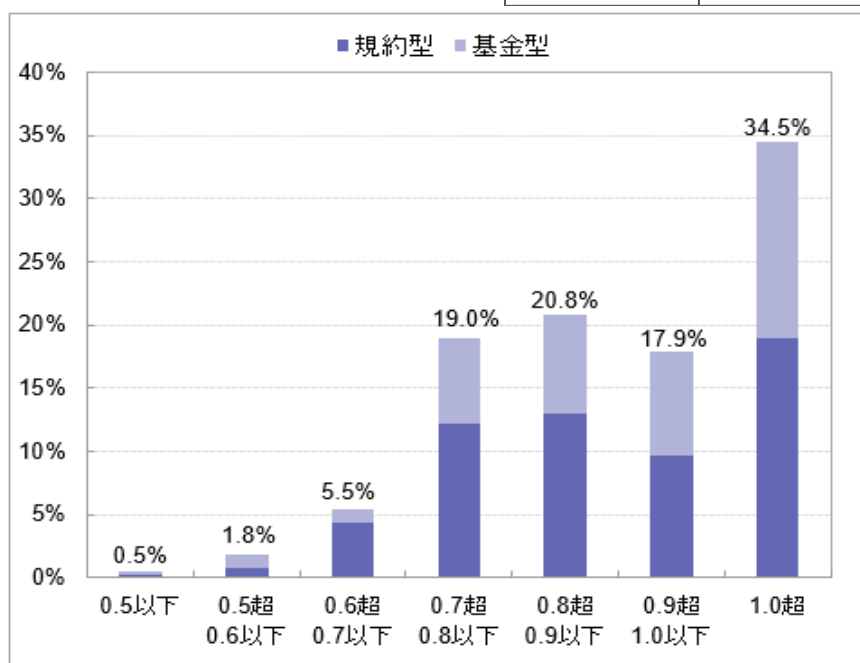
1.03

基金型

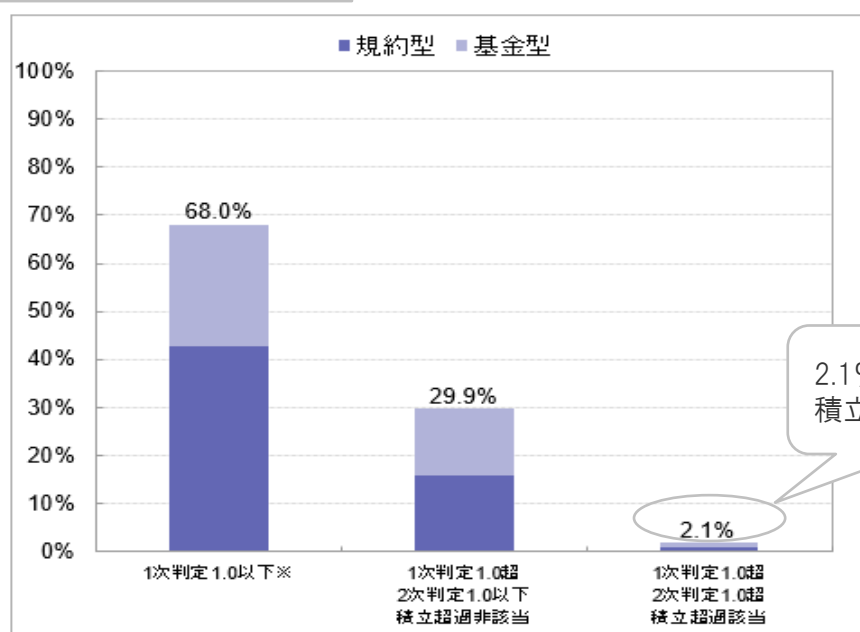
0.96

規約型

1.08



積立超過の該当有無



※1次判定1.0以下には、掛金の額が零であり、積立上限額の計算(2次判定)を行わない場合等を含めているため、1次判定の積立比率1.0以下の合計とは比率が異なる場合があります。

4. 運用実績

✓ 一般的に、株式割合の多寡によって運用結果は大きく変わります。

時価ベース利回り※

※運用報酬等控除後の数値

全体平均

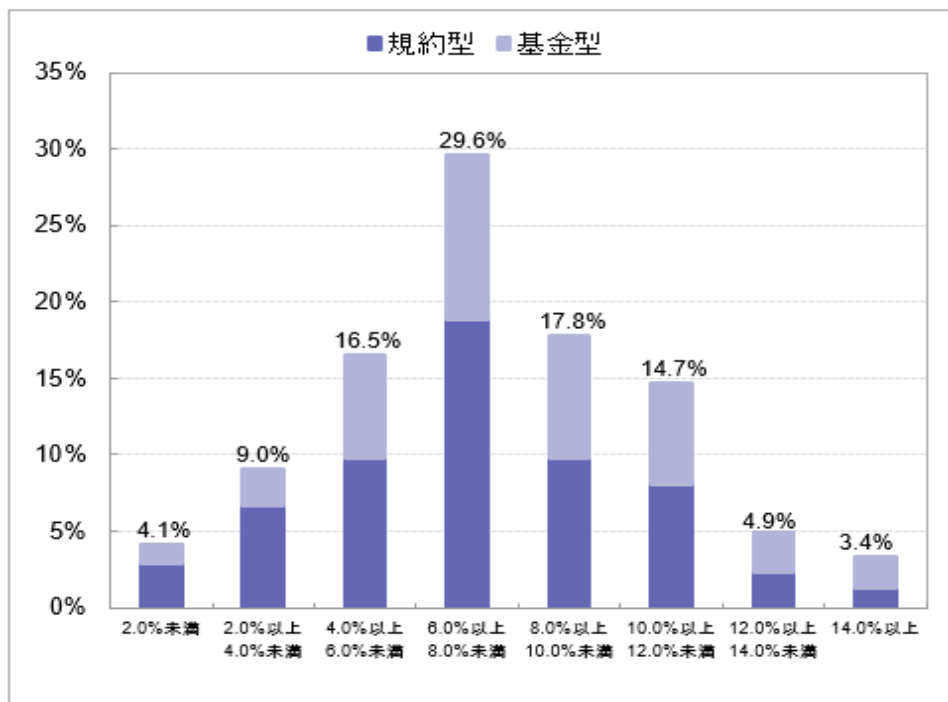
7.58%

基金型

8.09%

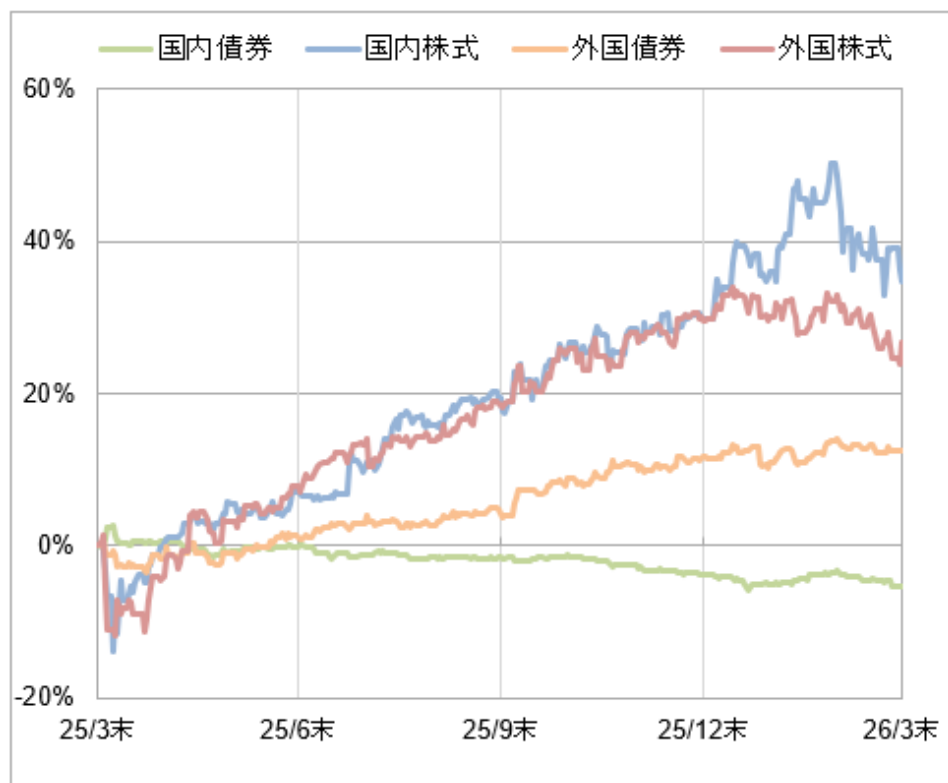
規約型

7.23%



累積市場収益率(決算月前1年間)

資産クラス	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
収益率	-5.37%	34.65%	12.39%	26.59%
インデックス	NOMURA-BPI (総合)	TOPIX(配当込)	FTSE世界国債 (除く日本、円ベース)	MSCI-KOKUSAI (円ベース、税引前、配当込)



5. 成熟度

- ✓ 制度設立後の経過年数にしたがって成熟度が高まるのは、年金制度として自然な現象と言えます。なお、成熟度が高い場合、一般的にはリスク抑制的な運用が望めます。

受給者数／加入者数(過去1年間の決算先を集計)

全体平均

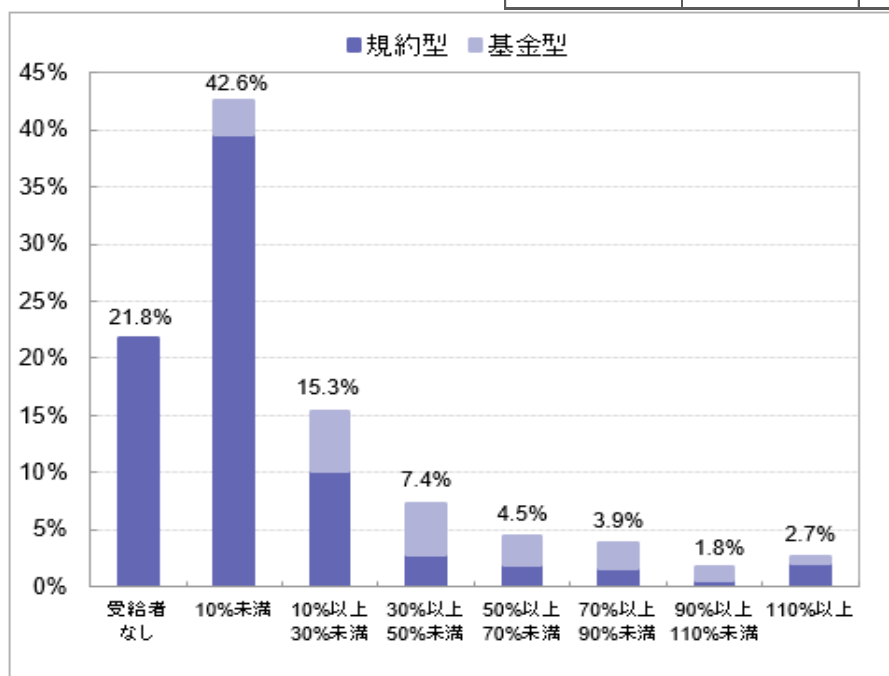
25.4%

基金型

44.5%

規約型

20.8%



給付額／掛金額(過去1年間の決算先を集計)

全体平均

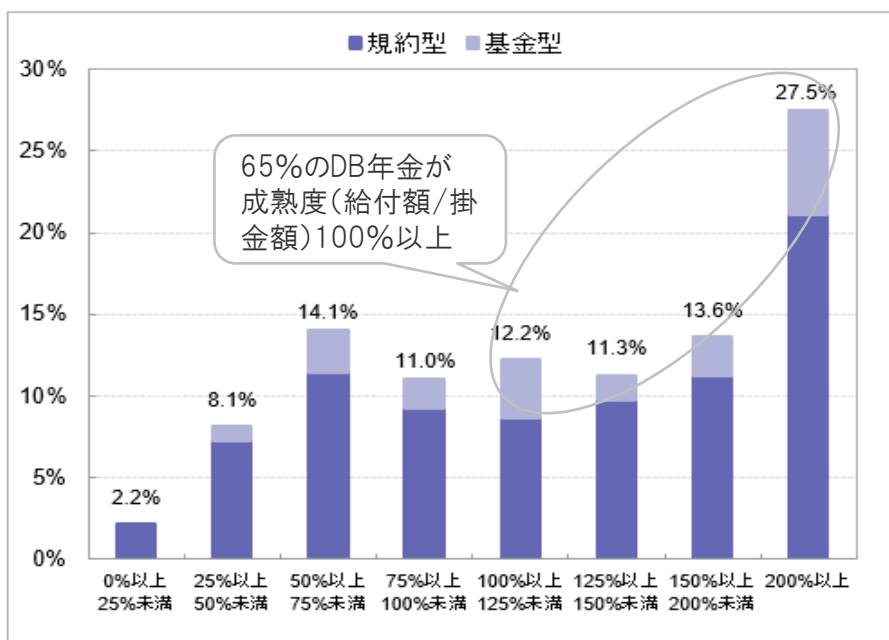
170.3%

基金型

189.6%

規約型

165.7%



発行元：三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認ください。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

以上